

# 環境報告書審査基準（案）

## - 目 次 -

<b>一般基準</b>	
1 . 環境報告書審査の目的 .....	1
2 . 環境報告書審査の対象 .....	3
3 . 環境報告書審査機関 .....	4
4 . 公正不偏性 .....	4
5 . 正当な注意義務 .....	6
6 . 環境報告書審査の質の管理 .....	6
7 . 守秘義務 .....	6
<b>実施基準</b>	
8 . 十分かつ適切な審査証拠 .....	6
9 . 審査計画 .....	7
10 . 実施すべき手続 .....	8
11 . 記録の維持 .....	9
12 . 他の専門家による業務結果の利用 .....	10
<b>報告基準</b>	
13 . 審査報告書 .....	10
14 . 審査報告書の記載事項 .....	10
15 . 審査報告書の結論 .....	11
16 . 結論表明の差し控え .....	12

基準本文	注解
<p><b>一般基準</b></p> <p>1 . 環境報告書審査の目的</p> <p>環境報告書審査の目的は、事業者の作成した環境報告書において重要な環境情報が、一般に公正妥当と認められる基準に準拠して正確に測定、算出され、かつ、環境報告書作成基準に準拠して漏れなく開示されているかどうかについて、環境報告書の審査を行う者（以下「環境報告書審査機関」という。）が本基準に準拠して自ら入手した審査証拠に基づいて判断し、結論を表明することにある。</p>	<p>（注解 1 - 1：重要性の判断）</p> <p>環境報告書審査に当たっては、利害関係者の判断に影響を及ぼさない程度に重要性の乏しい環境情報に関して、本来の厳密な測定、算出の基準によらない処理や一部の環境情報の開示が省略されている場合においても妥当と判断される。</p> <p>重要性とは、虚偽の記載又は漏れによって利害関係者の判断に影響を与える程度をいう。</p> <p>（注解 1 - 2：本基準で取扱う環境報告書審査の対象となる環境報告書の範囲）</p> <p>本基準で取扱う環境報告書審査の対象となる環境報告書とは、その名称及び公表媒体を問わず、環境報告書作成基準に準拠した情報を事業者が定</p>

期的に報告するものとする。企業の社会的責任や持続可能性に関する情報を含む場合であっても、環境に関する部分は、本基準の対象となりうる。

(注解 1 - 3 : 正確性の種類)

環境報告書審査における環境情報の正確性には、重要な環境負荷を監視し、測定し、分析し、算出し、あるいは評価する情報生成過程における正確性、データを分類し、記録し、集計し、あるいは推計する情報集計過程における正確性並びに関連する環境情報を環境報告書に記載する報告過程における正確性がある。

(注解 1 - 4 : 網羅性の内容)

環境報告書審査における環境情報の網羅性とは、事業者が作成した環境報告書に、環境報告書作成基準に準拠した記載事項が漏れなく記載されていることをいい、環境保全に関するすべての事項を包含している網羅性を指すものではない。

環境報告書審査機関は、事業者による追加的な記載事項の正確性について、事業者との合意により審査対象とすることができる。

(注解 1 - 5 : 経営者にとって不利な情報についての網羅性判断)

環境報告書審査機関は、経営者にとって不利な情報の記載が省略されていないかどうかについて、本基準に準拠して実施した手続きの範囲において記載の要否に関する事業者の重要性の判断が恣意的になされていないことを確認する。例えば、環境に関する重要な法規制等の違反の事実は、一般には重要性の高い情報であると判断される。

(注解 1 - 6 : 環境報告書審査の限界)

環境報告書における環境情報の正確性及び網羅性に関して環境報告書審査機関が表明した結論は、環境報告書に全体として重要な虚偽記載がな

## 2. 環境報告書審査の対象

環境報告書審査機関は、環境報告書作成基準に準拠した記載事項のうち、環境報告書の対象期間に関わる検証可能な定量的情報及び数値根拠に基づくか又は事実の有無を明確に確認できる定性的な記述情報を審査の対象としなければならない。

いかどうかについて、サンプリングにより入手した審査証拠を積み上げ、合理的な基礎を得たとの環境報告書審査機関の心証判断に基づくものであり、合理的な範囲での保証を与えるものである。

(注解2 - 1:環境報告書審査の審査対象項目)

環境報告書審査機関は、環境報告書作成基準に準拠した記載事項の網羅性を審査するとともに、以下の記載部分の正確性を審査対象とする。

- ア)対象期間、対象組織及びそれらを変更した場合に必要とされる記載
- イ)事業の概況のうち、主要な経営指標の記載
- ウ)事業活動への環境配慮の組込みに関する目標、計画及び実績等の総括のうち、対象期間末までの達成状況の記載
- エ)環境に関する規制の遵守状況のうち、重要な法規制等の違反の有無の記載
- オ)事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況のうち、事業活動に伴う環境負荷の全体像、環境に関連する重要なパフォーマンスに関する環境パフォーマンス指標、その選択に当たっての基本的な考え方、集計方針の記載
- カ)環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況のうち、環境負荷の低減に資する主要な製品、商品、サービスの販売額又は販売量及び環境に配慮した機能の概要に関する定量的な記載
- キ)事業者との合意により審査対象とした追加的記載事項
- ク)審査対象箇所における審査対象である旨の記載
- ケ)上記に関連する環境報告書の他の箇所の記載

### 3. 環境報告書審査機関

環境報告書審査機関は、環境報告書審査に必要な教育訓練を受け、かつ専門能力と十分な実務経験を持つ審査員を雇用しなければならない。環境報告書審査機関は、職業的専門家としての審査員の専門能力の向上及び実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。

環境報告書審査機関は、本基準に準拠して環境報告書審査を審査員に実施させなければならない。

### 4. 公正不偏性

環境報告書審査機関は、環境報告書審査の実施にあたり、常に公正不偏の態度を保持し、何者にも束縛されず自由に結論を表明する立場を堅持しなければならない。

( 注解 4 - 1 : 公正不偏性の内容 )

公正不偏の態度を保持するとは、審査業務のあらゆる場面で特定の利害関係者の利益を優先させることなく業務を進める精神的な姿勢をいう。

また、何者にも束縛されず自由に結論を表明する立場を堅持するとは、公正不偏な態度の保持に影響を及ぼさないための経済的身分的な独立性を保つことであり、環境報告書審査の結論の表明に対して影響を受ける可能性のある、事業者との特定の利害関係を有していないことをいう。

( 注解 4 - 2 : 特定の利害関係の内容 )

環境報告書審査機関と事業者との特定の利害関係とは、以下の関係をいう。

環境報告書審査機関の代表者及び担当審査員が、環境報告書の対象期間及び環境報告書が登録されるまでの期間(以下「対象期間等」という。)において事業者の役員、これに準ずる者又は環境に関する事務の責任ある担当者であった場合。環境報告書審査機関の代表者及び担当審査員が、事業者の使用人である場合又は過去1年以内に使用人であった場合。

環境報告書審査機関の代表者及び担当審査員が、国家公務員又は地方公務員であり、又はこれらの職にあった者で退職後2年を経過していない場合において、その在職し、又は在職していた職と事業者とが職務上密接な関係にある場合。

環境報告書審査機関の代表者及び担当審査員が、事業者の株主、出資者、債権者又は債務者である場合。ただし、株主にあつては、その有する株式の数が5単元未満である場合を、出資者にあつては、その有する出資額が25万円未満である場合を、債権者又は債務者である場合は、その有する債権又は債務の額（環境報告書審査契約に係る債権又は債務を除く）が50万円未満である場合を除く。

環境報告書審査機関の代表者及び担当審査員が、事業者より無償又は通常取引対価より低い対価による経済上の利益の供与を受けている場合。

環境報告書審査機関の代表者及び担当審査員が、事業者の役員又は過去1年以内に役員であった者より無償又は通常取引対価より低い対価による経済上の利益の供与を受けている場合。

環境報告書審査機関の代表者及び担当審査員が、事業者の関係会社の役員、これに準ずる者又は過去1年以内に役員、これに準ずる者であった場合。

環境報告書審査機関の代表者及び担当審査員が、事業者の関係会社の使用人又は過去1年以内に使用人であった場合。

環境報告書審査機関の代表者及び担当審査員が、事業者の環境マネジメントシステム構築及び環境報告書作成に関する支援委託業務を対

<p>5. 正当な注意義務 環境報告書審査機関及び審査員は、職業的専門家として通常払うべき注意をもって環境報告書審査を実施しなければならない。</p> <p>6. 環境報告書審査の質の管理 環境報告書審査機関は、適切な環境報告書審査の質の管理を行わなければならない。 環境報告書審査機関は、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該環境報告書審査に従事する審査員に対して適切な指導及び監督を行わなければならない。 環境報告書審査機関は、環境報告書審査を適切に実施するため、自ら必要な管理の方針と手続を定め、これらに従って環境報告書審査が実施されていることを確かめなければならない。</p> <p>7. 守秘義務 環境報告書審査機関及び審査員は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。</p> <p>実施基準</p> <p>8. 十分かつ適切な審査証拠 環境報告書審査機関は、環境報告書審査の結論表明にあたって合理的な基礎を得るために、十分かつ適切な審査証拠を入手しなければならない。 環境報告書審査機関が入手する審査証拠は、環境報告書審査について立証すべき目標に適合したも</p>	<p>象期間等において実施する場合。上記の から 及び の規定は、環境報告書審査機関について準用する。</p>
--	---

のでなければならない。  
立証すべき目標としては、事業者の事業活動に伴う環境負荷や事業活動への環境配慮について記載が事実であるかどうか、環境パフォーマンス等の集計プロセスが正確であるかどうか、環境報告書作成基準に準拠した記載事項が漏れなく記載されているかどうか等がある。

#### 9. 審査計画

環境報告書審査機関は、環境報告書審査を効果的かつ効率的に実施するために、審査リスク及び重要性を考慮して審査計画を策定しなければならない。

環境報告書審査機関は、事業者の内部統制を評価する手続に係る審査計画の策定に当たって、環境問題の動向、事業者が行う事業活動の状況、経営方針、情報技術の利用状況その他の事業者の環境経営に関わる情報を入手して、審査対象項目の固有リスクを評価した上で、統制リスクを暫定的に評価しなければならない。

環境報告書審査機関は、固有リスク及び統制リスクの評価に基づき決定した、発見リスクの水準に応じて、実証手続に係る審査計画を策定し、実施すべき審査手続、実施の時期及び範囲、並びに審査員のチーム構成を決定しなければならない。

#### (注解 9 - 1 : 審査リスク)

審査リスクとは、環境報告書審査機関が重要な虚偽記載を見逃して誤った結論を表明するリスクをいい、固有リスク、統制リスク及び発見リスクから構成される。

固有リスクとは、内部統制が存在していないと仮定した上で、重要な虚偽記載がなされる可能性であり、審査対象項目が本来有するリスクをいう。

統制リスクとは、重要な虚偽記載が事業者の内部統制によって防止又は適時に発見されないリスクをいう。

発見リスクとは、事業者の内部統制によって防止又は発見されなかった重要な虚偽記載が環境報告書審査機関の審査手続によってもなお発見できないリスクをいう。

#### (注解 9 - 2 : 環境情報システムの理解)

環境報告書審査機関は統制リスクの評価に当たっては、環境情報システムの状況に関して以下を理解する。

重要な環境負荷を監視し、測定し、分析し、算出し、あるいは評価する  
情報生成過程

データを分類し、記録し、集計し、あるいは推計する情報集計過程  
関連する環境情報を環境報告書に記載する報告過程

## 10．実施すべき手続

環境報告書審査機関は、審査対象項目を裏付ける十分かつ適切な審査証拠を入手するために実証手続を実施しなければならない。

実証手続の実施に先立って、統制リスクを評価する統制評価手続を実施した結果、統制リスクの水準が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、審査手続上の発見リスクを低くするために、審査計画において策定した実証手続を修正することにより十分かつ適切な審査証拠を入手しなければならない。

環境報告書審査機関は、審査計画の策定及び環境報告書の最終段階での全般的な検討において分析的手続を実施しなければならない。

### (注解10-1：サンプリング)

環境報告書審査機関が、事業者の内部統制に関するリスクを評価するために行う統制評価手続及び審査対象項目を裏付ける十分かつ適切な審査証拠を入手するために行う実証手続は、原則としてサンプリングに基づいて行うものとする。

サンプリングとは、特定の審査対象項目の特性を評価するために、当該母集団の一部について審査の手続を実施することをいう。

### (注解10-2：実証手続)

実施すべき審査手続は、実施の時期及び範囲、並びに固有リスク及び統制リスクの評価を通じて決定された発見リスクに依存する。

例えば、固有リスク及び統制リスクが高いと判断されるときは、自ら設定した合理的な程度に低いリスクの水準を達成できるように、発見リスクの水準を低く抑えることが必要となる。また、固有リスク及び統制リスクが低いと判断される場合であって、発見リスクを高めを設定しても、審査リスクを合理的な程度に低い審査リスクの水準に抑えることができるならば、適度に簡便な審査手続によることを妨げない。

実施すべき審査手続には、事業活動における環境配慮の方針、事業活動への環境配慮の組み込みに関する計画等との整合性検討、原始証憑や各種記録簿との突合、外部関係者への確認、実測調査などがある。

### (注解10-3：分析的手続)

分析的手続とは、定量的情報相互の関係又は定性的情報との関係等を利用して推定値を算出し、推定値と環境情報を比較することによって環境情報を検討する手続である。推定値には、環境パフォーマンス指標に使用されている単位のほか、比

<p>11 . 記録の維持</p> <p>環境報告書審査機関は、審査計画、実施した審査手続の内容及び結果、結論表明に至る判断過程及び結論について記録し、審査調書として保存しなければならない。</p>	<p>率や傾向等が含まれる。</p> <p>環境報告書審査機関は、審査計画の策定及び環境報告書の最終段階での全般的な検討における場合のみならず、立証すべき目標を直接的に立証するための実証手続の実施段階においても、他の実証手続よりも効果的又は効率的な場合に分析手続を実施する。</p> <p>(注解10 - 4 : 環境に関する重要な法規制等の違反の有無に対する審査手続)</p> <p>環境報告書審査機関は、環境に関する重要な法規制等の違反の有無の事実確認に当たって、事業活動との関係が強い重要な法規制等のリストを入手し、以下の手続を実施する。</p> <p>ア) 環境管理の責任者への質問  イ) 規制当局からの指導、勧告、命令、処分等の授受文書の閲覧  ウ) 新たに制定又は変更された環境に関する規制など、重要な規制への対応状況に関する実地調査  エ) 税務申告書等による罰金等の内容調査</p> <p>(注解11 - 1 : 保存すべき調書)</p> <p>保存すべき審査調書には、環境報告書審査計画書、環境報告書審査の個別の対象項目ごとの審査手続経過と結論が記載された審査調書、環境報告書審査の最終的な結論を表明するまでの判断過程に関する調書、環境報告書審査の実施過程における指摘事項及びその事後的調査の調書、その他環境報告書審査の実施過程で入手した重要な資料などがある。</p> <p>審査調書の記録形式は、文書に限定されない。</p>
---	---

## 1 2 . 他の専門家による業務結果の利用

環境報告書審査機関は、他の専門家の業務を利用する場合には、専門家の能力及び業務の妥当性を評価し、その業務の結果が審査証拠として適切であるか否かを検討しなければならない。

他の専門家による業務結果を利用する場合において、環境報告書審査機関は、当該業務結果の評価に基づき自己の責任において、環境報告書審査上必要な利用の範囲及び程度を決定しなければならない。

### 報告基準

## 1 3 . 審査報告書

環境報告書審査機関は、審査報告書を作成して、事業者の作成した環境報告書において重要な環境情報が、一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠して正確に測定、算出され、かつ、環境報告書作成基準に準拠して漏れなく開示されているかどうかについての結論を表明しなければならない。

環境報告書審査機関は、審査報告書において、必要な記載事項を明瞭に記載し、環境報告書審査機関の代表者が作成の日付を付して自署の上、事業者の代表者に提出しなければならない。

## 1 4 . 審査報告書の記載事項

環境報告書審査機関は、審査報告書に以下の事項を記載しなければならない。

- ア) 表題及びあて先
- イ) 審査の対象
- ウ) 経営者及び環境報告書審査機関の責任

( 注解 1 4 - 1 : 表題 )

審査報告書の表題は、環境報告書に関する審査報告書であることを記載する。

( 注解 1 4 - 2 : 審査の対象 )

環境報告書審査対象機関は、審査の対象として、環境報告書の名称、事業者名、対象期間、対象組織、環

<p>エ) 実施した審査の概要  オ) 結論  カ) 特定の利害関係  キ) その他</p> <p>15. 審査報告書の結論</p> <p>環境報告書審査機関は、本基準に準拠した手続の範囲において、事業者の作成した環境報告書における重要な環境情報が、一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠して正確に測定、算出され、かつ、環境報告書作成基準に準拠して漏れなく開示されていると判断したときは、その旨</p>	<p>境報告書において具体的な審査対象とした項目を記載する。  (注解14-3:経営者の責任と環境報告書審査機関の責任)</p> <p>環境報告書審査対象機関は、経営者の責任環境報告書審査機関の責任として、環境報告書の作成については経営者が責任を有しており、環境報告書審査機関の責任は審査報告書について表明した自己の結論にある旨を記載する。  (注解14-4:実施した審査の概要)</p> <p>環境報告書審査機関は、実施した審査の概要の記載として、本基準に準拠して審査を実施した旨、審査計画に基づいて実施した審査手続の概要、環境報告書審査はサンプリングに基づいて行われている旨について記載する。  (注解14-5:特定の利害関係の記載)</p> <p>特定の利害関係の記載に当たっては、環境報告書審査機関と事業者との利害関係の有無を記載する。  (注解14-6:参考所見)</p> <p>環境報告書審査機関は、表明した結論に加えて説明を付すことが望ましい事項、あるいは環境報告書審査の対象項目以外の記載事項について補足することが望ましい事項を審査報告書において追記する場合には、結論の表明とは明確に区別して、参考所見を記載することができる。</p>
--	---

の結論を審査報告書に記載しなければならない。

環境報告書審査機関は、本基準に準拠した手続の範囲において、事業者の作成した環境報告書における重要な環境情報が、一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠しておらず正確に測定、算出されていないか、あるいは、環境報告書作成基準に準拠しておらず重要な環境情報が開示されていないと判断したときは、その旨の結論及びその理由を審査報告書に記載しなければならない。

#### 16. 結論表明の差し控え

環境報告書審査範囲の制約により、審査対象項目に対する結論表明のために、十分かつ適切な審査証拠を入手できず、合理的な基礎が得られなかったときには、環境報告書審査機関は結論を表明してはならない。

環境報告書審査の実施にあたり経営者から審査証拠として必要な資料が提供されない場合、又は何者にも束縛されず自由に審査結果を述べる立場を堅持することができない場合には、環境報告書審査機関は結論を表明してはならない。

環境報告書審査機関は、審査対象項目に対する結論を表明しない場合には、その旨及びその理由を記載した審査報告書を事業者の代表者に提出しなければならない。

以上

以上